23　法第六十八条の八十九の二第一項（同条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における法人税法施行令第百五十五条の八の規定の適用については、同条第一項中「合計額に」とあるのは「合計額（租税特別措置法第六十八条の八十九の二第一項（同条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）（連結法人の関連者等に係る支払利子等の損金不算入）の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額を控除した残額）に」と、同条第二項中「合計額に」とあるのは「合計額（租税特別措置法第六十八条の八十九の二第一項の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額を控除した残額）に」とする。

24　第二十二項の規定により計算した金額を有する連結法人の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額を計算するときは、第二十二項の規定により計算した金額は同条第一項に規定する個別帰属損金額に含まれないものとする。

（連結超過利子額の損金算入）

第三十九条の百十三の三　法第六十八条の八十九の三第二項に規定する政令で定める金額は、当該連結法人の同条第一項に規定する連結超過利子額（当該連結法人の対象連結事業年度に係るものに限る。）に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　各連結法人の当該対象連結事業年度に係る関連者支払利子等の額（法第六十八条の八十九の二第二項に規定する関連者支払利子等の額をいう。以下この項、第八項及び第十項において同じ。）の合計額

二　当該連結法人の当該対象連結事業年度に係る関連者支払利子等の額のうち当該連結法人に係る特定子法人（前条第十八項第二号に規定する特定子法人をいう。以下第三項までにおいて同じ。）の特定子法人事業年度（同条第二十一項に規定する特定子法人事業年度をいう。次項及び第三項第二号において同じ。）の期間（当該対象連結事業年度終了の日後の期間がある場合には、当該期間を除く。）内に当該特定子法人に対して支払われたもの

2　前項に規定する対象連結事業年度とは、当該連結法人に係る特定子法人事業年度（当該連結法人の調整連結事業年度（前条第十八項に規定する調整連結事業年度をいう。以下この項及び次項第二号において同じ。）開始の日以後に開始するものを除く。）の期間内の日を含む当該連結法人の連結事業年度（調整連結事業年度に該当するものを除く。）をいう。

3　法第六十八条の八十九の三第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　当該連結法人の当該特定子法人に係る調整対象連結超過利子額（法第六十八条の八十九の三第二項に規定する調整対象連結超過利子額をいう。次号において同じ。）

二　当該連結法人に係る特定子法人が次に掲げる法人のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次に定める金額

イ　法第六十八条の九十第一項に規定する特定外国子会社等　当該連結法人の当該調整連結事業年度における当該特定外国子会社等の特定子法人事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額又は同条第四項に規定する個別部分課税対象金額（当該個別課税対象金額に係る同条第一項に規定する適用対象金額又は当該個別部分課税対象金額に係る同条第四項に規定する部分適用対象金額の計算上、当該調整対象連結超過利子額に係る第一項第二号に掲げる金額が含まれるものに限る。）

ロ　法第六十八条の九十三の二第一項に規定する特定外国法人　当該連結法人の当該調整連結事業年度における当該特定外国法人の特定子法人事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額又は同条第四項に規定する個別部分課税対象金額（当該個別課税対象金額に係る同条第一項に規定する適用対象金額又は当該個別部分課税対象金額に係る同条第四項に規定する部分適用対象金額の計算上、当該調整対象連結超過利子額に係る第一項第二号に掲げる金額が含まれるものに限る。）

4　法第六十八条の八十九の三第三項に規定する政令で定める連結事業年度は、同項第一号に掲げる場合にあつては同項の連結法人（連結親法人に限る。）の同号イに掲げる超過利子額の生じた事業年度に対応する期間を連結事業年度とみなした場合の当該連結事業年度又は同項の連結法人（連結子法人に限る。）の同号イに掲げる超過利子額若しくは同号ロに掲げる連結超過利子個別帰属額の生じた事業年度若しくは旧連結事業年度（同号ロに規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）開始の日を含む当該連結親法人の連結事業年度（当該連結親法人の最初連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この項及び第六項において同じ。）前の期間にあつては連結親法人対応事業年度（当該連結子法人の当該事業年度又は旧連結事業年度に対応する期間をいい、第一号に掲げる場合には同号に定める期間を含む。）を当該連結親法人の連結事業年度とみなした場合の当該連結事業年度開始の日を含む当該連結親法人の連結事業年度（当該連結親法人の最初連結事業年度前の期間にあつては合併等連結親法人対応事業年度（当該被合併法人等の当該事業年度又は被合併法人等旧連結事業年度開始の日を含む当該連結親法人の事業年度に対応する期間をいい、第二号に掲げる場合には同号に定める期間を含む。）を当該連結親法人の連結事業年度とみなした場合の当該連結事業年度とし、当該連結親法人の同条第三項第二号に規定する適格合併の日を含む連結事業年度又は同号に規定する残余財産の確定の日の翌日を含む連結事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の事業年度又は被合併法人等旧連結事業年度において生じた当該超過利子額又は連結超過利子個別帰属額にあつては当該適格合併の日を含む連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日を含む連結事業年度の前連結事業年度とする。）とし、法第六十八条の八十九の三第三項第三号に掲げる場合にあつては同号に規定する合併の日を含む当該連結親法人の連結事業年度又は同号に規定する残余財産の確定の日の翌日を含む当該連結親法人の連結事業年度の前連結事業年度とする。

一　法第六十八条の八十九の三第三項第一号に掲げる場合において当該連結子法人の同号に定める超過利子額又は連結超過利子個別帰属額の生じた事業年度又は旧連結事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（以下この項において「連結親法人最初事業年度開始日」という。）前であるとき　当該連結子法人超過利子額事業年度等開始日から当該連結親法人最初事業年度開始日の前日までの期間を当該期間に対応する当該最も古い事業年度又は旧連結事業年度に係る連結子法人の事業年度ごとに区分した期間（当該前日を含む期間にあつては、当該連結子法人の当該前日を含む当該事業年度又は旧連結事業年度開始の日から当該前日までの期間）

二　法第六十八条の八十九の三第三項第二号に掲げる場合において当該被合併法人等の同号に定める超過利子額又は連結超過利子個別帰属額の生じた事業年度又は被合併法人等旧連結事業年度のうち最も古い事業年度又は被合併法人等の当該超過利子額又は連結超過利子個別帰属額が生じた事業年度又は被合併法人等旧連結事業年度開始の日。以下この号において「被合併法人等超過利子額事業年度等開始日」という。）が連結親法人最初事業年度開始日前であるとき　当該被合併法人等超過利子額事業年度等開始日から当該連結親法人最初事業年度開始日の前日までの期間を当該期間に対応する当該最も古い事業年度又は被合併法人等旧連結事業年度に係る被合併法人等の事業年度ごとに区分した期間（当該前日を含む期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日を含む当該事業年度又は被合併法人等旧連結事業年度開始の日から当該前日までの期間）